第２号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和２年度）

住　　所　愛知県岡崎市北野町字二番訳６８番地

事業者名　愛知環状鉄道株式会社
代表者名　代表取締役社長　平田　雅也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅰ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
（1）六名駅	（1）ホームに内方線付き点状ブロックを設置する。（令和２年度）	・整備が完了した。
（2）北岡崎駅	（2）エレベーター及び多機能トイレを設置する。（令和２年度）	・整備が完了した。
（3）北岡崎駅・瀬戸市駅	（3）公共用通路との出入口扉を一部引戸に改良する。（令和２年度）	・整備が完了した。
（4）岡崎駅・新上挙母駅・保見駅・八草駅・山口駅	（4）曲線ホームにＣＰラインを整備する。（令和２年度）	・整備が完了した。

②　鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
声かけサポートの強化	・障害者のお客様が安心してご利用いただけるよう、声かけによるサポートを強化するため、駅係員に慫慂を行う。（令和２年度～継続）	・駅係員に慫慂を行った。
乗降補助サービスの提供	・無人駅又は小規模駅において、事前連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員を配置し対応する。（継続）	・随時対応を行った。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
筆談マークの駅窓口への掲載	・聴覚障害のお客様が安心してご利用いただけるよう、筆談による対応が可能であることを示す筆談マークを、一部未整備であった駅窓口に掲載する。（継続）	・駅窓口に筆談マークを掲載した。
乗降補助サービスの周知	・現在ホームページに掲載している乗降補助サービスについて、駅構内にも案内を掲示することにより、周知を図る。（継続）	・駅構内に案内を掲示した。

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇勉強会の実施	・国土交通省が発行する「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を使用し、勉強会等において内容の周知を駅係員に対しておこなう。（継続）	・簡易装着型けん引式車いす補助装置を使用した訓練を実施した。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・簡易装着型けん引式車いす補助装置を導入し、悪路における安全性向上を図った。
・サービス介助士の資格を１名が取得した。

（３）報告書の公表方法

ホームページ

（４）その他

第2号様式（日本工業規格A列4番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住　　所　愛知県岡崎市北野町字二番訳68番地
事 業 者 名　愛知環状鉄道株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長 平田 雅也

Ⅱ 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況（鉄道駅ごとに記入）

（令和3年3月31日現在）

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県市町村 都道府県	23区・郡・市	町・村・区	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置基数	エスカレーターの設置基数	その他の昇降機の設置基数	傾斜路の設置箇所数	視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無	案内設備の設置の有無	障害者対応型便所の設置の有無	障害者対応型改札口の設置の有無	障害者対応型券売機の設置の有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無
愛知環状鉄道	△	岡崎 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	岡崎市		7,843 人	○ —		○	1	1	1 (1) 基	基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○ ○	1	○
愛知環状鉄道		六名 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	岡崎市		1,268 人	○			2		基	基	基	箇所			—	—	—	2	○
愛知環状鉄道		中岡崎 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	岡崎市		3,078 人				2		基	基	基	箇所			×	○ ○	○ ○	2	
愛知環状鉄道		北岡崎 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	岡崎市		2,941 人	○ —		○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			○ ○	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		大門 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	岡崎市		2,186 人	○ —			1		基	基	基	箇所			—	○ ○	○ ○	1	
愛知環状鉄道		北野樹塚 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	岡崎市		1,597 人	○ —			2		基	基	基	箇所			—	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		三河上郷 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		1,542 人	○ —			2		基	基	基	箇所			—	○ ○	○ ○	2	
愛知環状鉄道		永覚 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		410 人	○			1		基	基	基	箇所			—	—	—	1	○
愛知環状鉄道		末野原 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		1,878 人	○ —			2		基	基	基	箇所	○		—	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		三河豊田 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		8,674 人			○	1	1	1 (1) 基	基	基	2 (2) 箇所			○ ○	○ ○	○ ○	1	○
愛知環状鉄道		新上挙母 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		1,208 人	○ —		○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○		—	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		新豊田 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		9,571 人			○	2	2	1 (1) 基	基	基	箇所			○ ○	○ ○	○ ○	2	
愛知環状鉄道		愛環梅坪 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		1,498 人	○ —		○	1	1	2 (2) 基	基	基	箇所	○		—	○ ○	○ ○	1	○
愛知環状鉄道		四郷 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		1,193 人	○ —			1		基	基	基	箇所			—	○ ○	○ ○	1	○
愛知環状鉄道		貝津 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		744 人	○ —		○	1	1	1 (1) 基	基	基	箇所	○		—	○ ○	○ ○	1	○
愛知環状鉄道		保見 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		1,096 人	○ —			2		基	基	基	箇所			—	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		篠原 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		226 人	○			2		基	基	基	箇所			—	—	—	2	
愛知環状鉄道		八草 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	豊田市		3,785 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所	○		—	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		山口 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	瀬戸市		1,686 人	○ —		○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			—	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		瀬戸口 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	瀬戸市		3,437 人				1		基	基	基	箇所			×	○ ○	○ ○	1	○
愛知環状鉄道		瀬戸市 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	瀬戸市		5,097 人			○	2	2	2 (2) 基	基	基	箇所			○ ○	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道		中水野 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	瀬戸市		2,757 人	○ —			2		基	基	基	箇所			—	○ ○	○ ○	2	○
愛知環状鉄道	△	高蔵寺 駅	愛知環状鉄道 線	愛知県	春日井市		8,223 人	○		○	1	1	1 (1) 基	2 基	基	箇所	○	○	○ ○	○ ○	○ ○	1	○
		（合計） 23 駅						17 駅	0 駅	11 駅	37	17	11 11 駅 17 (17) 基	1 0 駅 2 0 基	0 駅 0 基	1 1 駅 2 (2) 箇所	7 駅	2 駅	6 駅	20 駅	20 駅	23 駅	18 駅

第２号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和２年度）

住　　所　愛知県岡崎市北野町字二番訳６８番地

事業者名　愛知環状鉄道株式会社
代表者名　代表取締役社長　平田　雅也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が３万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
（２）過去３年度における１日当たりの平均利用者数が3000人以上３万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第２号様式）

注１．複数の路線が乗り入れる鉄道駅は１鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

２．有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

３．公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

４．段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条及び第18条の２の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

５．プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

６．段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

７．エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第７項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

８．エスカレーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第９項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

９．その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

10．傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第４条第６項及び第６条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、（合計）には、それぞれの合計数を記入すること。

11．視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第９条の基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

12．案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

13．障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は―印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所（公共交通移動等円滑化基準省令第13条第２項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

14．障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は―印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口（公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

15．障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は―印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機（公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。）が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

16．車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第１号から第３号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、（合計）には、その合計数を記入すること。

17．転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第１項第６号から第８号までの基準に適合している場合に○印を記入し、（合計）には、○印の合計数を記入すること。

18．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

19．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

20．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。

第３号様式（日本産業規格Ａ列４番）

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和２年度）

住　　所　愛知県岡崎市北野町字二番訳６８番地

事業者名　愛知環状鉄道株式会社
代表者名　代表取締役社長　平田　雅也

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第９条の５の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ｉ　前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

①　鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
なし	・当社の鉄道車両は移動等円滑化基準に適合している。	・特になし。

②　鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

③　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
声かけサポートの強化 乗降補助サービスの提供	・障害者のお客様が安心してご利用いただけるよう、声かけによるサポートを強化するため、駅係員に慫慂を行う。（令和２年度～継続） ・無人駅又は小規模駅において、事前連絡があれば、近隣の主要な駅などから係員を配置し対応する。（継続）	・駅係員に慫慂を行った。 ・随時対応を行った。

④　高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
筆談マークの駅窓口への掲載 乗降補助サービスの周知	・聴覚障害のお客様が安心してご利用いただけるよう、筆談による対応が可能であることを示す筆談マークを、一部未整備であった駅窓口に掲載する。（継続） ・現在ホームページに掲載している乗降補助サービスについて、駅構内にも案内を掲示することにより、周知を図る。（継続）	・駅窓口に筆談マークを掲載した。 ・駅構内に案内を掲示した。

⑤　移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況
接遇勉強会の実施	・国土交通省が発行する「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を使用し、勉強会等において内容の周知を駅係員に対しておこなう。（継続）	・簡易装着型けん引式車いす補助装置を使用した訓練を実施した。

⑥　高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対　策	現行計画の内容 （計画対象期間及び事業の主な内容）	前年度の実施状況

（２）移動等円滑化の促進を達成するために（１）と併せて講ずべき措置の実施状況

・簡易装着型けん引式車いす補助装置を導入し、悪路における安全性向上を図った。
・サービス介助士の資格を１名が取得した。

（３）報告書の公表方法

ホームページ

（４）その他

（令和2年度）

Ⅱ．鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

（令和3年3月31日現在）

鉄道の種類	事業の用に供している編成数（両）	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数（両）	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道（その他）	20 編成 40 （両）	20 編成 40 （両）	20 編成	20 編成	20 編成	20 編成	20 編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 （両）	編成 （両）	編成	編成	編成	編成	編成
（合計）	20 編成 40 （両）	20 編成 40 （両）	20 編成	20 編成	20 編成	20 編成	20 編成

Ⅲ　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第６条の２で定める要件に関する事項

（１）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
（２）過去３年度における１年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50％以上所有しているか、又は自社に対し50％以上出資している中小企業者である。	

（第３号様式）

注１．鉄道の種類の欄には、新幹線鉄道、普通鉄道（特急等車両）、普通鉄道（その他）、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道又は浮上式鉄道の別を記入すること。

２．公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している編成の数を記入すること。

３．車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数の欄、便所のある編成のうち車椅子対応型便所のある編成数の欄及び案内設備のある編成数の欄には、それぞれ公共交通移動等円滑化基準省令第32条第１項、第３項及び第５項の基準に適合している編成の数を記入すること。

４．車両間転落防止設備のある編成数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第33条第１項の基準に適合している編成の数を記入すること。

５．Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

６．「中小企業者」とは、資本金の額が３億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

７．「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。